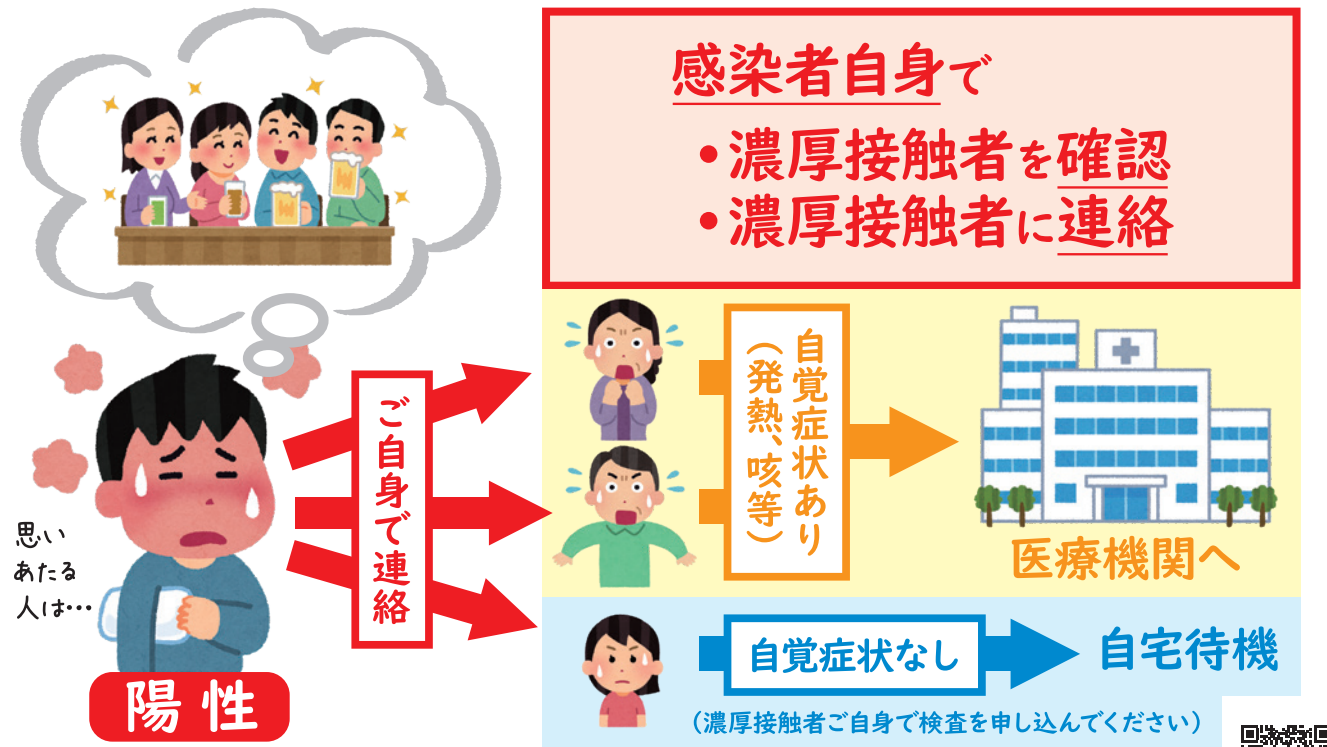


# 新型コロナウイルス感染症と診断された方

感染が判明すれば、数日以内に保健所からご連絡します。まずは自宅待機していただき、感染拡大を防ぐため、以下に沿って接触された方へのご連絡をお願いします。



## ■ 接触された方への連絡のお願い

詳しくは、県HP「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に対する連絡にご協力ください」を参照



感染させそうな期間※に会った人がいる

いいえ

濃厚接触者はいません

※感染させそうな期間：症状が出た（もしくは感染がわかった）2日前から、症状が出た7日後頃まで

はい

マスクをつけずに、約1m以内で15分以上会話した

いいえ

接触された方へお伝えください

- 濃厚接触者に該当しません
- 体調に不安があれば受診してください

はい

接触された方へお伝えください

- 濃厚接触者にあたります。行政検査を受けてください
- 接触した日を0日目として7日間健康観察と外出自粛をお願いします

## ■ 濃厚接触者の方、濃厚接触が疑われる方のPCR検査の受検

詳しくは、県HP「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に対する連絡にご協力ください」を参照

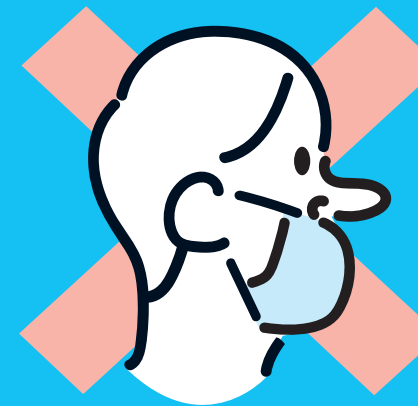
## ■ 自宅療養される方へ

詳しくは、県HP「新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養について」を参照



体調に不安がある場合は、迷わず保健所に連絡するか受診してください

# マスクは正しく着用しましょう



鼻マスク



あごマスク

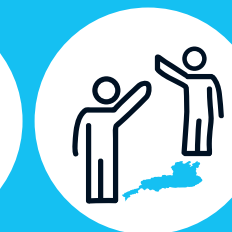
ひきつづき新型コロナ対策を心がけましょう



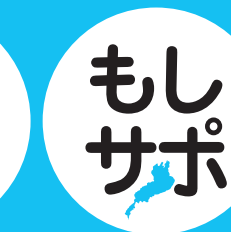
マスク



手洗い



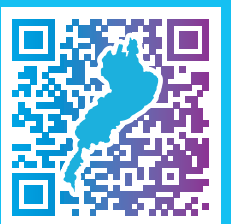
三密回避



拡大防止



※マスクをつけたくても、感覚過敏など、さまざまな事情でつけることができない人がおられる点は十分にご配慮ください。



## 経済的に困りの方

収入が減少した

住民税均等割非課税世帯  
または 同水準まで家計が急変した

休業手当を  
受けることができない

- 緊急小口資金【各市町社会福祉協議会】
- 総合支援資金(生活支援費)  
【個人向け緊急小口資金・総合支援資金  
相談コールセンター ☎0120-46-1999】

- 住民税非課税  
世帯等に対する  
臨時特別給付金  
【各市町】

総合支援資金の再貸付が  
終了した または  
不決定とされた

- 新型コロナウイルス感染症対応  
休業支援金・給付金  
【厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応  
休業支援金・給付金コールセンター  
☎ 0120-221-276】

- 生活困窮者自立支援金  
【市にお住まいの方は各市】【町にお住まいの方は県健康福祉事務所】

家賃が払えない  
住むところ  
がなくなった

- 住居確保給付金の支給  
【市にお住まいの方は各市】  
【町にお住まいの方は県健康福祉事務所】

- 県営住宅での一時的な受け入れ  
【滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係  
☎ 077-528-4234】

県税の納税や  
申告ができない

- 県税の納税の猶予や申告期限の延長  
【各県税事務所】

各保険料等の  
支払いができない

- 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び  
介護保険の保険料(税)の減免等
  - ・ 国民健康保険料(税)【各市町】
  - ・ 後期高齢者医療制度の保険料【各市町】
  - ・ 介護保険料【各市町】
  - ・ 国民年金保険料【各市町または年金事務所】

公共料金等が  
払えない

- 公共料金等の支払の猶予等  
【大阪ガス(株) ☎0120-078-071】  
【関西電力(株)(電気) ☎0800-777-8810 / (ガス) ☎0800-777-7109】  
【NHK大津放送局 ☎077-521-3083】  
【その他各ご契約会社のコールセンターや各市町の担当窓口等にお問い合わせください】

## 経営者・個人事業者の方

売上げが減少した

販路開拓したい

感染症対策を進めたい

事業を再構築したい

ビジネスモデルの転換や  
感染防止対策に取り組みたい

経営が苦しい

- 中小企業等の事業再構築を支援  
【事業再構築補助金事務局コールセンター  
(ナビダイヤル) ☎0570-012-088  
(IP電話) ☎03-4216-4080】

- 【滋賀県新型コロナ対策  
相談コールセンター  
☎077-528-1344】

- 事業復活支援金  
【事業復活支援金事務局申請者専用相談窓口  
☎0120-789-140  
(IP電話等 ☎03-6834-7593)  
※通話料がかかります】

- 小規模事業者持続化補助金  
(一般型・低感染リスク型ビジネス枠)  
【各商工会・商工会議所】

### 経営相談

- 経営や資金繰り等の支援全般  
【各商工会・商工会議所  
金融庁相談ダイヤル ☎0120-156811  
(公財)滋賀県産業支援プラザ ☎077-511-1413  
滋賀県よろず支援拠点 ☎077-511-1425】

- 資金繰りのために借入返済を  
リスケジュールしたい  
特例リスケジュール計画策定支援  
【滋賀県中小企業再生支援協議会  
☎077-511-1529】

融資を受けたい

- 無利子融資等
  - ・ 滋賀県中小企業振興資金【各商工会・商工会議所】
  - ・ 日本政策金融公庫の融資【(株)日本政策金融公庫各支店】
  - ・ 商工中金の危機対応融資【商工中金各支店】
- 農林漁業セーフティネット資金【(株)日本政策金融公庫大津支店  
☎077-525-7195】
- 介護保険サービス事業者への融資【(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862】

雇用を継続したい

子の世話で  
従業員が休業した

子の世話で  
自分が休業した

- ① 雇用調整助成金
  - ② 小学校休業等対応助成金
  - ③ 小学校休業等対応支援金
- 【雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金・支援金  
コールセンター ☎0120-60-3999】

## 感染や感染の疑い

業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで  
無給や減給

- 労災保険の  
休業補償  
【各労働基準監督署】

- 傷病手当金  
【御加入の健康保険の保険者：  
健康保険組合、協会けんぽ  
共済組合、国民健康保険(各市町)  
後期高齢者医療連合会】

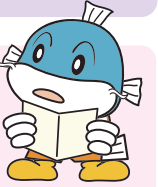
## 学生の方

大学等の学費等の  
支援がほしい

- 子育て世帯への生活支援特別給付金  
【各市町】※申請期限 2月28日まで  
(子育て世帯への臨時特別給付金【各市町】とは別です)

- 授業料等の減免・給付型奨学金の支給
- 貸与型奨学金の貸付

【各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口】  
【(独)日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301】



- 文化芸術活動への支援  
文化芸術公演支援事業  
【文化芸術公演支援事業 事務局  
(公財)びわ湖芸術文化財団 内) ☎077-523-7133】

# 県民や事業者のみなさまのご相談に、行政書士が対応 各種支援制度 ワンストップ相談窓口

事業復活支援金や休業給付金・支援金などの支援制度について、なんでもご相談ください。

# ☎077-525-5670

## 相談無料

【利用時間】  
9:00~17:00  
(R4.3.31までは土日祝も対応)

※詳細については、各窓口にお問い合わせください。令和4年1月31日現在